

習志野市放課後児童会 安全対策マニュアル

—令和4年度—

改正日

平成24年 8月22日
平成25年 4月 1日
平成26年 4月 1日
平成27年 4月 1日
平成29年 4月 1日
平成30年 4月 1日
平成31年 4月 1日
令和2年 4月 1日
令和3年 4月 1日
令和4年 4月 1日

習志野市こども部
児童育成課

目的

本マニュアルは、防災及び防犯等の観点から、放課後児童会の児童の安全を守り被害を最小限に留めるため、児童及び放課後児童会職員の避難対処方法などを定めたものです。

安全管理

本マニュアルでは下記の状況における対応について定めています。

- | | | |
|---------------------------------------|-------|-----|
| 1. 暴風警報等発令時の対応 | | P2 |
| 2. 地震発生時の対応 | | P3 |
| 3. 大規模災害発生時の対応 | | P5 |
| 4. 不審者が侵入した時の対応 | | P6 |
| 5. 火災発生時の対応 | | P8 |
| 6. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎等発症時の対応 | | P9 |
| 7. 児童が怪我や急病になった時の対応 | | P11 |
| ※ 参考資料「水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります」 | | |

保護者の皆様へ

習志野市放課後児童会では、児童に危険を及ぼす恐れのある様々な事態に対し、この「習志野市放課後児童会安全対策マニュアル」を策定し、児童の安全安心を最優先とした放課後児童会の運営を実施しております。

具体的には、1. 暴風時の対応、2. 地震発生時の対応、3. 大規模災害発生時の対応、4. 不審者発生時の対応、5. 火災発生時の対応、6. 新型コロナウイルス感染症等の発生時の対応、7. 怪我や急病時の対応について定めております。

保護者の皆様におかれましては、日頃より、児童自身による防犯・防災への心構えや、いざという時の準備・対応が出来るよう児童とよく話し合ってください。

緊急時に緊急連絡メールにて児童会での対応やお願いなどを配信いたしますので御登録をお願いいたします。

なお、児童の帰宅途中や中抜け等での移動中につきましては、放課後児童会運営の範囲外となり、児童育成課及び児童会職員は対応できませんので、あらかじめ御了承ください。

1. 暴風警報等発令時の対応

放課後児童会の対応は、各小学校の対応に連動しています。

学校から事前に配布されている対応や緊急連絡方法などの文書を把握しておいてください。

学校の対応	児童会開室時間	お弁当	保護者の送迎
臨時休校	午前8時～午後7時	必要	必要
登校時間が遅れる	午前8時～登校時間	—	必要
下校時間が早まる	下校時間～午後7時	—	必要
土曜日・学校休業日	午前8時～午後7時	必要	必要

※極めて大きな災害が発生した場合、開室を見合わせる場合があります。

(詳しくは下記〈児童会の開室見合わせについて〉を御覧ください。)

※発令時、交通障害等により平日支援員が午前8時までに児童会に出勤できない場合は、支援員が出勤するまで児童は小学校でお預かりします。

学校休業日や臨時休校となった日は支援員が児童会に到着するまでは、児童と一緒にお待ちいただくことになります。

➤ 児童会を利用中に警報等が発令された場合(警戒レベルについては最終ページ参照)

警戒レベル3以上(暴風警報や大雪警報など)が発令されていない場合でも、その他の警報・注意報(警戒レベル2以下の大雨注意報、洪水注意報、雷注意報、竜巻注意情報など)が発令されている場合や、今後、天候の悪化が予測される場合、児童の安全や交通状況等により、早めに児童のお迎えをお願いすることがあります。連絡が取れるように準備をお願いします。

〈児童会の開室見合わせについて〉

災害対応に従事される保護者もいるため、学校が閉鎖となる場合でも原則として放課後児童会は開室します。ただし以下に掲げるような極めて大きな災害が発生、または発生することが見込まれ、職員及び児童の安全を確保することが困難な場合、閉室することがあります。

【暴風警報等発令時の閉室基準】

- ・「非常に強い」以上の強さの台風が首都圏に直撃することが見込まれるとき
- ・習志野市内に土砂災害警戒情報(警戒レベル4以上)が発表されたとき
- ・習志野市内に暴風特別警報または暴風雪特別警報(警戒レベル5)が発令されたとき
- ・習志野市内を走る主な鉄道の計画運休が見込まれるとき
- ・その他、児童及び職員の安全確保が困難であると児童育成課長が判断したとき

閉室の決定時期	保護者への連絡方法等
前日までに閉室を決定した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童育成課から緊急連絡メールで連絡 ・各児童会から連絡帳、電話等で連絡
当日に閉室を決定した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・午前6時30分までに児童育成課から緊急連絡メールで連絡
開室している児童会の閉室を決定した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童育成課から緊急連絡メールで連絡 ・保護者によるお迎え ・中抜けは安全が確保できないため、実施しません

2. 地震発生時の対応

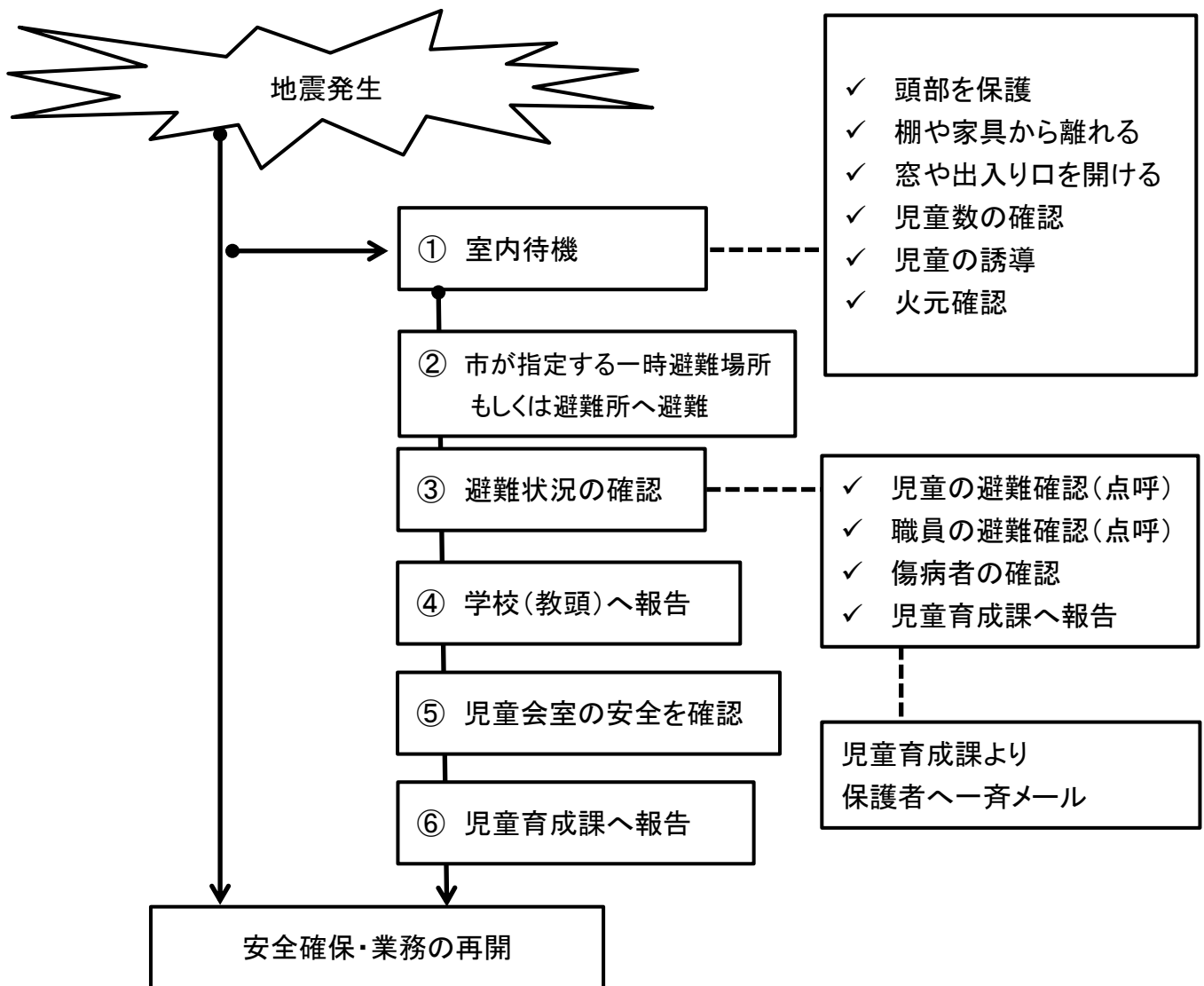
大きな地震が発生した際、支援員の判断により、迅速、安全、確実に避難する必要があります。特に震度5弱以上の地震が発生した場合、支援員は次のように対応します。

- ① 児童を落ち着かせる。
- ② できるだけ防災頭巾を着用させ、机の下等に身を隠し、頭を保護する。
(机がない場合には、防災頭巾を着用させ、児童を蛍光灯や天井に吊り物などがいない安全な場所に集め揺れの収まりを待つ)
- ③ 壁際の棚や家具から身を離す。
- ④ ガスの元栓、消火を確認する。
- ⑤ 窓や出入口を開く。(避難経路の確保)
- ⑥ 揺れ等が収まった後、安全確認後、指定避難場所へ移動する。

また、避難にあたっては次の事項を実施します。

- ① 避難経路を確保する。
- ② 児童を避難誘導する。その際、先頭と最後尾は児童会職員とする。
- ③ 火元確認及びガス栓を閉栓する。
- ④ 市が指定する一時避難場所もしくは避難所に避難後、児童の点呼を行う。
- ⑤ 児童数、職員数、負傷者数を確認する。
- ⑥ 避難を報告する。(学校・児童育成課・消防等)
- ⑦ 支援員は、次の事項を確認し児童育成課へ報告する。
 - 児童、職員数
 - 負傷者の有・無(負傷者がいる場合には、けがの状況、処置内容及び氏名)
 - 行方不明者の有・無(不明者がいる場合は、氏名)
- ⑧ 学校・児童育成課と連携し、対応する。

安全を確認するまでは、児童会室への立ち入りは禁止となります。



<地震発生時の閉室基準>

地震の規模や被害状況により、児童会を閉室する場合があります。

- ・習志野市に震度5強以上の地震が発生したとき
- ・東京湾(神奈川・観音崎から千葉・富津岬を結ぶ海域)に
大津波警報(警戒レベル4以上)が発令されたとき
- ・液状化のため児童会の運営が困難と判断したとき
- ・ライフライン(電気・ガス・水道)のいずれかが被害を受け、児童会を開室できない
と判断したとき
- ・その他、児童及び職員の安全確保が困難であると児童育成課長が判断したとき
開室後にこのような事態が発生した場合、保護者へ電話等で連絡し、
児童のお迎えを依頼する場合があります。

児童会室の安全確認

- ✓ 床の傾き、たわみの増大、ひび割れの拡大がないか。
- ✓ 天井に異常なたわみ、ひび割れがないか。
- ✓ 柱、梁及び壁のひび割れが拡大していないか。発生していないか。
- ✓ 大きな備品等が転倒する恐れがないか。
- ✓ ガラス等が散乱していないか。
- ✓ 水漏れはないか。
- ✓ ガス臭くはないか。
- ✓ その他、異常はないか。

<校外保育中に地震が発生した場合>

- 児童会の近隣にいる場合は、余震が収まり次第、市が指定する一時避難場所もしくは避難所へ避難し、児童開室等の安全を確認した後、児童会室へ戻ります。
- 遠方の場合は、児童育成課と児童会職員が連絡を取り合い、児童会室に戻るよう努めますが、戻ることが困難な場合は被災先の自治体が開設する避難所へ避難します。その後、安全に移動できるようになり次第、児童会室へ戻ります。この場合、児童育成課職員が児童会室にその旨を掲示し、保護者へ緊急連絡メールにてお知らせします。

<登退室、中抜け時に地震が発生した場合>

- 登退室時の場合は、保護者へ連絡し、児童の所在確認をします。児童が自宅にいない場合は、児童育成課へ連絡するとともに、状況の許す限り、自宅までの経路を捜索します。
- 中抜け時の場合は、保護者へ連絡します。保護者から中抜け先に所在確認をします。

3. 大規模災害発生時の対応

台風や風水害、地震等の規模が大きく、児童会内での児童の安全確保が困難な場合、市が開設する避難所へ全員で避難することがあります。その場合、どこへ避難したかを明記(場所、時間、児童名、引率職員名等)し、安全確認の上、出入口等に掲示します。

また、電話が使える場合、児童会の電話番号を用いて、児童会職員が災害用伝言ダイヤル(171)へ避難場所の情報を録音します。暗証番号は設定しないものとします。

<避難所へ避難することが想定されるケース>

- 児童会のある地域に市から避難指示が出た場合
- 支援員が児童会室内に留まることが危険だと判断した場合
- 台風等で児童会室が床下浸水または床上浸水した、もしくは見込まれる場合
- 震度5強以上の地震や大津波警報の発令など、警戒レベル3以上で児童会室内に留まることが危険な場合

＜児童会が避難所となる場合＞


- 大規模な災害が発生した場合、学校が避難所として指定されます。その際、児童会室を避難所の一部として使用することがあります。
- 児童会室が避難所となった場合、他の児童会での合同保育や他の場所で児童会を運営することがあります。その場合は児童育成課よりお知らせいたします。

4. 不審者が侵入した時の対応

＜基本的な考え方＞

- 児童の安全を確保する。
速やかに児童を誘導し、不審者から遠ざけるようにします。
- 不審者から目を離さない。
児童を誘導しながら、不審者から目を離さず、様子を見ながら臨機応変に対応します。
支援員が不審者の対応をする場合、不審者が何を所持しているかわからないことから、できる限り複数人で対応します。また、不審者を刺激せず、距離を置き、支援員もすぐに避難できるようにします。
- 速やかな応援要請
危険を察知した場合は、非常ボタンを押すなど、周囲に異常事態を知らせるとともに、速やかに警察、学校、児童育成課に連絡し、応援を要請します。
 - ◆ 学校休業日においては、学校に職員がいないことも想定されるため、警察並びに児童育成課に連絡するとともに、場合によっては、近隣住民に応援を要請します。
 - ◆ 児童会が分割されている場合、不審者の存在を伝達し合い、全児童会が速やかに対応できるようにします。なお、不審者を刺激することがあるため、大声ではなく、場合によっては電話等で伝えることもあります。
 - ◆ 放課後児童会では、不審者対応訓練を年間3回実施し、うち1回は習志野警察の協力により、警察官の立ち会いの下、各児童会室の特性や状況に応じた現場訓練の実施を予定しています。

➤ 子ども110番の家

<p>子どもが登下校時に不審者に遭遇し、露出、痴漢、暴行、恐喝等の被害にさらされた時は、「子ども110番の家」に登録する地域ボランティアの方が子どもを保護し、緊急避難所として安全を確保し、関係機関への通報等を行います。</p> <p>子ども110番の家は、道路からよく見える位置に『子ども110番の家』の黄色い看板を掲げています。</p> <p>子どもが帰宅する途中のどこに子ども110番の家があるのか、普段から共に確認をしておきましょう。</p>	
--	---

不審者対応の例

- 危険を察知した場合は、不審者の様子を見ながら原則として速やかに警察(110番)に連絡します。

<p>児童会室の外に不審者を認めた場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 侵入口となり得る扉、窓を施錠する。 ② 児童を集合させ、支援員が先頭となり避難誘導する。 (屋外に児童がいるときは児童会室等の児童の安全を確保できる場所に避難誘導する) ③ 児童の安全が確保された後、学校、警察、児童育成課へ連絡する。 ☞ 事前に不審者を刺激しない合言葉を決めておき、児童の迅速な避難を実施する。
<p>児童会室内に不審者が侵入した場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 支援員が侵入者の対応をする。その際、児童と不審者の間に、対応者以外の職員が入り、児童と侵入者の距離を可能な限り離す。 ② 対応者以外の支援員は、不審者の侵入口とは別の出口より、児童の安全を確保しながら避難誘導する。 ③ 児童の安全が確保された後、学校、警察、児童育成課へ連絡する。 ☞ 支援員は児童の安全を最優先とし、不審者と適度な距離を保ちつつ、可能な限り2名以上により不審者の対応をする。その際、余計な刺激を与えないよう、落ち着いた言動による対応とする。
<p>学校の近辺に不審者がいると連絡があった場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 屋外に児童がいるときは児童会室に誘導し、人数を確認して侵入口となり得る扉、窓を施錠する。カーテンを閉めて中が見えないようにする。

	<p>② 学校、児童育成課へ連絡し、対応について協議し、必要に応じて応援を要請する。</p> <p>③ 児童は、安全が確認されるまで児童会室で待機する。その際、帰宅時間が到来した場合であっても、児童の安全を最優先とし児童会室での待機とする。</p> <p>④ 児童が既に帰宅し、帰宅途中であることが想定される場合は、保護者に連絡し、学校、児童育成課と協力の上、通学路等の確認を実施する。</p> <p>※不審者の対応では、絶対に背中を見せないようにする。</p>
--	---

5. 火災発生時の対応

児童会室内で火災が発生した場合は、支援員の指示により次の事項を確認し避難します。

- ① 気が付いた児童会職員が「火事だあ」と大きな声で周囲に知らせる。
- ② 児童を落ち着かせる。
- ③ ハンカチ、衣類等で口、鼻を覆い、低い姿勢で素早く児童を避難させる。
- ④ 消防（119番）へ通報する。
- ⑤ 初期消火に努める。（火災が小さい場合）
- ⑥ 初期消火が困難な場合は、できるだけ窓や扉（カーテンを除く）を閉め、煙を吸わないようにし、火元から離れた避難口から安全に避難する。
- ⑦ 避難後、児童数を確認する。（点呼）
- ⑧ 避難の報告（学校・児童育成課・消防）
- ⑨ 支援員は次の事項を確認し、児童育成課へ報告する。
 - 児童、職員数
 - 負傷者の有・無（負傷者がいた場合には、けがの状況、処置内容及び氏名）
 - 不明者の有・無（不明者がいる場合は、氏名）
- ⑩ 学校、児童育成課と連携し、臨機応変に対応する。

☞ 安全を確認するまでは、児童会室への立ち入りは禁止となります。

☞ 被災状況により児童会室が使用できない場合や、他の避難場所（小学校体育館等）に移動する場合は、どこへ避難したかを明記（場所、時間、児童名、引率職員名等）し、安全確認の上、出入口等の目立つ場所に掲示します。

◆ 放課後児童会では、火災対応訓練を年間3回実施し、内1回は習志野市消防本部の協力により、消防職員の立ち会いの下、各児童会室の特性や状況に応じた現場訓練の実施を予定しています。

6. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎等発症時の対応

- 感染した場合、本人の登室は停止とします。(停止期間は医師・保健所等の判断による)
- 感染症にかかった場合に、重篤化する可能性のある基礎疾患を持っている児童は、かかりつけ医と相談の上、放課後児童会に登室するようお願いいたします。

<小学校が学級閉鎖した場合>

- ☞ 放課後児童会は通常どおり開室します。
- ☞ 学級閉鎖のお知らせは、小学校から通知されます。
- ☞ 閉鎖学級の児童は閉鎖期間中登室できませんが、学校へ登校後に学級閉鎖が決まった場合、当日に限り登室できます。ただし、早めのお迎えをお願いします。
- ☞ 下校が早まる場合、下校時間に合わせて開室します。
- ☞ その他の児童(閉鎖学級に兄弟姉妹がいる場合を含む)は登室できますが、健康観察を十分に行ってください。
- ☞ 学年閉鎖も同様の対応となります。「学級」を「学年」に読み替えてください。

<小学校が臨時休校した場合>

- ☞ 放課後児童会も臨時閉室します。

<インフルエンザ等の感染が拡大した場合>

- ☞ インフルエンザと思われる症状の児童が7日以内に複数名発症し、かつ、インフルエンザの感染拡大の恐れがあると判断した場合は、児童育成課の判断により、放課後児童会を臨時閉室する場合があります。
- ☞ その他、市長が特に必要があると認めるときは、放課後児童会を臨時閉室する場合があります。

<新型コロナウイルス感染症が発生した場合>

- ☞ 児童及び同居の家族が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合、また医師や保健所の指示等で PCR 検査及び抗原検査を受ける場合は必ず児童育成課(047-453-7379)へ連絡してください。
- ☞ 児童及び児童会職員等に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生するなどして、児童会において感染症拡大防止の対応が必要となった場合、臨時閉室となります。
- ☞ 臨時閉室の決定後、緊急連絡メールにて第一報を配信します。
- ☞ 知り得た情報に対しては、人権擁護の観点から冷静で配慮ある行動をお願いします。
- ☞ その他、閉室期間や施設の消毒などは保健所等の指示に従い対応します。

学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準(一部抜粋)

表の中にある感染症にかかった場合、学校に準じ以下のとおり、登室できない期間を定めております。

	感染症の種類	登室できない期間
第一種	エボラ出血熱、ペスト、ジフテリア、 鳥インフルエンザ(H5N1)、重症急性 呼吸器症候群(病原体がコロナウイ ルス属 SARS コロナウイルスであるも のに限る)など	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後 5 日間を経過し、かつ、解熱し た後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発 現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状 態が良好になるまで
	風疹(3 日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するま で
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、腸チフ ス、 ※その他の感染症 流行性角結膜炎(はやり目)、 急性出血性結膜炎、 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、 ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、 手足口病、伝染性紅斑、 ウイルス性肝炎など	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

7. 児童が怪我や急病になった時の対応

- 急な怪我や急病が発生した場合、速やかに応急処置を行うとともに、経過や処置内容について保護者にお知らせいたします。児童の症状によっては、保護者のお迎えをお願いする場合があります。
- ただし、顔や頭部等の怪我については、保護者の方と連絡が取れない場合でも、支援員が付き添って医療機関を受診(救急搬送を含む)しますので、御了承ください。

- ① 意識、心拍、呼吸、出血等、症状を確認し、応急手当を行う。
- ② 軽度の場合
 - 経過観察を行い、必要に応じて保護者に報告する。
 - 保護者による早めのお迎えを要する場合、保護者に連絡をとる。
- ③ 緊急性が高い重症の場合
 - 学校の協力を仰ぐとともに、保護者、児童育成課に連絡する。
 - 職員が付き添い、速やかに受診、または、119番に通報し緊急搬送する。

《注意事項》

1. 中抜け(児童会に登室した後、習い事やお稽古事のために外出し、再度、児童会に戻ってくる行為)した際に発生した怪我や事故については、市が加入する傷害保険の対象外です。
2. 怪我、急病の診察等においては、「子ども医療費助成受給券」を使用します。